

# 亀岡市新婚世帯等支援事業補助金

- ① **対象世帯** 【亀岡市内に住む、下記のすべてを満たす世帯】
1. 年度中に婚姻届を提出した世帯又は亀岡市パートナーシップ宣誓を行なった2人
  2. 婚姻・宣誓時点で2人の一方又は双方が39歳以下であること
  3. 2人の所得の合算が500万円未満であること
  4. 市税及び府税を滞納していないこと
  5. 過去に同種の補助金の交付を受けていないこと

- ② **補助対象経費** 【以下の経費のうち、新婚世帯・宣誓した2人が負担したもの】
1. 住宅購入費用
  2. 住宅賃借に係る賃料、共益費、仲介手数料
  3. 引越に係る経費

- ③ **補助金上限額**
1. 婚姻・宣誓時点で双方ともに39歳以下  
⇒30万円
  2. 婚姻・宣誓時点でどちらか一方が39歳以下  
⇒18万円

※京都府外に5年以上在住していた人が含まれる場合、上限額は倍になります。

④ **必要書類**

【共通書類】

- 亀岡市新婚世帯支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（指定様式）
- 誓約書（指定様式）
- ①②のどちらか
  - ①婚姻届受理証明書又は戸籍全部事項証明書
  - ②亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証の写し
- 世帯全員の住民票
- 双方の市税の完納証明書（滞納がないことが分かるもの）
- 双方の府税の完納証明書（滞納がないことが分かるもの）
- 双方の所得証明書（税務課で発行・現時点で発行される最新のもの）
- 領収書（写し）
- 費用内訳の分かる書類
- 補助対象住宅の位置図

→裏面へ

**【該当の場合】**

住宅手当の支給額が分かる書類

貸与型奨学金の返済額が分かる書類

**【住宅購入の場合】**

登記事項全部証明書（建物）

売買に係る契約書（写し）

**【住宅賃借の場合】**

賃貸借に係る契約書（写し）

**【京都府外に直近で5年以上居住していた人】**

戸籍の附票